



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月29日(金) 第9754号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築課)	2
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	8
○道路の供用開始(同)	8
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	8
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	10
監査委員公告	
○監査結果に基づく措置状況	11
○同	15

	<p>今後は、開催回数と開催時期を見直すことにより、全所属から職員が受講できるよう、環境改善に努めることとした。</p>	
	<p>全職員受講対象の研修を定期的に行い、特に年度当初の早期に研修を行うよう、研修予定を作成することとした。</p>	病院局
	<p>各施設において、消防署が実施する普通救命講習や消防署員を招いた訓練等を年度の早い時期に開催するなど、多くの職員がAEDを含む心肺蘇生法に関する知識・技能を身につけられるような環境を整えるとともに、講習等の受講経験がない職員に加えて、希望する職員が講習等を受講できるようにした。</p>	教育委員会
<p>8 厚生労働省通知等の周知状況について 健康福祉部医務課においては、警察本部と同様に日常点検の必要性、点検結果の記録の必要性等AEDの適切な管理等について、全庁における統一的な管理基準や方針を設定し、関係機関に対して周知徹底するよう図られたい。</p>	<p>各部局長等に対し、AED管理基準のひな形を示すとともに、AEDの設置所属については、管理基準の作成や日常点検の実施、点検結果の記録など、AEDの適切な管理等について通知した。</p>	健康福祉部
<p>9 緊急対応マニュアルの整備について 県立学校においては、生徒等の事故発生時に適切に対応することができるよう、緊急対応マニュアルの中にAEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する内容も含めるよう図られたい。</p>	<p>県立学校においては、各学校の緊急対応マニュアルの中にAEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する内容を含めることとし、随時、マニュアルを改正した。</p>	教育委員会

◎監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、第10回工事に係る行政監査の結果に基づき群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

群馬県監査委員 丸山 幸男
同 林 章
同 中島 篤
同 安孫子 哲

第1 監査の結果の報告

第10回工事に係る行政監査の結果については、平成31年2月21日に群馬県議会議長、群馬県知事及び関係する委員会の長に通知（平成31年3月5日付け群馬県報号外第1号で公表）した。

第2 監査のテーマ

県有施設等の点検業務及び維持修繕に係る工事の執行状況について

第3 講じた措置

監査の結果及び意見	講じた措置	監査対象機関
<p>1 庁舎等の点検に係る実施状況について</p> <p>(1) 12条点検に関すること (調査結果の概要)</p> <p>12条点検の実施に当たり、実務経験者を点検者として登録し、建築物や建築設備について点検を実施していたものの、実務経験者では点検することができない施設規模の建築物が含まれていたため、一級建築士等の資格者が点検する必要があった。</p> <p>(改善を要する事項)</p> <p>平成28年3月10日付け国土交通省住宅局建築課長の事務連絡により、実務経験では点検ができない建築物が示されていることから、点検実施前段階等においてどの施設が事務連絡の条件に該当しているかを確認し、確実に実施するよう周知徹底が必要である。</p>	<p>12条点検における資格者要件を満たしていなかった施設等に係る点検の必要性について周知徹底し、平成30年度中に外部委託による点検を実施した。</p>	<p>病院局</p>
<p>2 庁舎等の点検に係る実施状況について</p> <p>(1) 12条点検に関すること (調査結果の概要)</p> <p>点検対象施設の点検状況について実地調査を行ったところ、建築物及び一部建築物又は一部建築設備について点検をしていなかった。</p> <p>(改善を要する事項)</p> <p>各所属が所管する施設には大小さまざまな規模の建築物や建築設備があることから、対象施設に点検漏れがないよう点検実施前段階等において財産台帳、図面などを確認するなどの周知徹底が必要である。</p>	<p>対象施設に点検漏れが生じないよう点検実施前段階等において、財産台帳、図面などの確認を行うよう周知徹底するとともに、外部委託等による点検を実施した。</p>	<p>病院局</p>
<p>3 庁舎等の点検に係る実施状況について</p> <p>(1) 12条点検に関すること (調査結果の概要)</p> <p>他所属職員に依頼又は専門業者に委託していたが、点検責任者について指定している状況を書面で確認できなかった。</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>他所属職員へ依頼した場合や専門業者が点検した場合については、12条点検マニュアルに沿って点検責任者を指定する必</p>	<p>「建築基準法12条点検マニュアル」に「点検者」と「点検責任者」について説明を追記し、施設管理初任者研修会において、各県有施設の施設担当者へ周知徹底した。</p> <p>また、点検を専門業者に委託する場合は、契約書に基づき業務実施計画書や従事者名簿の提出を求めるなど、書面により点検責任者を確認できるようにした。</p> <p>書面に点検責任者を明記するとともに、12条点検マニュアルの取扱いについて周知徹底を行うこととした。</p>	<p>総務部</p> <p>教育委員会</p> <p>生活文化スポーツ部</p>

<p>要があることから、取扱いについて周知徹底が必要である。</p>	<p>12条点検を実施する際は、12条点検マニュアルに沿って点検責任者を指定しているところであるが、このことを明確にするため、書面により指定するよう周知していくこととした。</p>	<p>こども未来部</p>
	<p>12条点検に関し、他所属職員に点検を依頼する場合又は専門業者に委託する場合は、12条点検マニュアルに従い、点検責任者を書面で指定するよう周知した。 併せて、管財課主催の施設管理初任者研修の受講、研修資料の情報共有などを図った。</p>	<p>健康福祉部</p>
	<p>他所属職員又は専門業者が点検を行う場合、点検責任者の指定の状況について書面に記録しなければならないことが12条点検マニュアルに明記されたことから、確実に記録するよう関係所属に周知した。</p>	<p>農政部</p>
	<p>12条点検マニュアルの取扱いについて所属の全職員に周知し、今後の委託契約に当たっては、点検責任者の指定を徹底し、再発の防止に努めることとした。</p>	<p>産業経済部</p>
	<p>点検責任者等の指定の必要性について周知徹底し、点検責任者指定の様式を作成の上、点検実施後の報告書に添付することとした。</p>	<p>病院局</p>
	<p>他所属職員へ依頼した場合や専門業者が点検した場合には、点検責任者を指定し、指定状況を書面に記録するなど、12条点検マニュアルに基づく適切な処理を行うよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>4 庁舎等の点検に係る実施状況について (1) 12条点検に関すること (調査結果の概要) 建築物の点検は点検者として登録を受けた施設管理担当者が行い、主務課が指定した点検様式(以下「点検様式」という。)を作成していたものの、専門業者に点検を委託した昇降機や建築設備の点検結果の一部について、点検様式に記載していることが書面で確認できなかった。 (検討を要する事項) 教育委員会においては、12条点検について、点検様式や点検履歴を含め、点検した記録を整えることで12条点検を実施したものとみなしているため、専門業者に業務委託した点検についても点検様式への記載漏れがないよう周知徹底が必要である。</p>	<p>施設管理担当者が行った建築物の点検のみならず、専門業者に業務委託した昇降機や建築設備の点検についても、漏れなく点検様式に記載するよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>5 庁舎等の点検に係る実施状況について</p>	<p>建築物の点検周期に鑑みて、記録書類の保存期間は3年以上で定めるよう「建築基準法12条点</p>	<p>総務部</p>

<p>(1) 12条点検に関すること (調査結果の概要) 点検結果について記録を作成し保管していたものの、保存期間を定めていなかった。 (検討を要する事項) 点検結果は施設の状態等について記録したものであり、前回の点検結果と比較できるなどの経年変化を把握するためのものでもあることから、長寿命化計画等の実施に向けた貴重な判断材料となり得るものであるため、文書の保存期間を適切に定めるよう周知徹底が必要である。</p>	<p>検マニュアル」に明記した。 また、施設管理初任者研修において、各県有施設の施設担当者に対して文書の保存期間を適切に定めるよう周知徹底した。</p>	
	<p>庁舎等の点検に係る実施状況については、点検周期を踏まえ、12条点検の結果を記録した文書の保存期間を定めるよう周知した。 併せて、管財課主催の施設管理初任者研修の受講、研修資料の情報共有などを図った。</p>	健康福祉部
	<p>建築基準法12条点検マニュアルに基づいて、周知徹底の上、各関係所属ごとに施設の実情を考慮し、12条点検の書類に係る保存期間を設定した。</p>	病院局
	<p>12条点検結果の保存期間については、12条点検マニュアルに基づき、施設の点検周期を考慮して、3年以上の適切な期間を定めるよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>6 庁舎等の点検に係る実施状況について (1) 日常点検に関すること (調査結果の概要) 12条点検マニュアルに定められた日常点検について、月次点検及び随時点検を実施していることが確認できなかった。 (検討を要する事項) 月次点検及び随時点検については、警備業務などの日常的な施設監視業務や月ごとの安全点検といった類似する点検を別途実施している状況を踏まえ、より弾力的な点検方法となるよう、点検項目や点検頻度等の取扱いについて見直すなどの検討が必要である。</p>	<p>「建築基準法12条点検マニュアル」に記載されている消防点検や電気保安設備点検などの、他法令に基づく検査の活用について柔軟な対応が可能であることを、施設管理初任者研修において、各県有施設の施設担当者へ説明した。 日常点検の実施に当たっては、12条点検マニュアルに基づいた適切な月次点検及び随時点検を行うことを徹底した。</p>	総務部
	<p>12条点検マニュアルに沿い、適切な点検を行うよう周知した。</p>	こども未来部
	<p>12条点検マニュアルに基づき、月次点検等を確実に実施することとした。</p>	森林環境部
	<p>月次点検及び随時点検の点検項目や点検頻度については、12条点検マニュアルに基づき適切に実施するよう関係所属に周知した。</p>	農政部
	<p>日常点検は、年1回(年次点検)実施しており、施設管理初任者研修会資料の日常点検：点検種別(①年次点検：年1回定期的に実施すべきもの、②月次点検：放置すると危険が生じるもの、③随時点検：直ちに危険が生じるおそれがあるもの)の区分を勘案し、原則①で実施し、必要に応じ②③を実施するよう検討することとした。</p>	県土整備部
	<p>月次点検、随時点検の実施結果が明確になるよう、点検表を作成した。</p>	病院局
	<p>12条点検マニュアルに基づき、日常点検を適切に実施するよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>7 庁舎等の点検に係る実施状況について (1) 日常点検に関すること (調査結果の概要) 点検記録を保管していたもの</p>	<p>日常点検の記録文書の保存期間は1年以上で定めるよう「建築基準法12条点検マニュアル」に明記した。 また、施設管理初任者研修会において、各県有施設の施設担当者へ文書の保存期間を適切に定め</p>	総務部

<p>の、保存期間を定めていなかった。 (検討を要する事項) 点検記録については、12条点検と同様に文書の保存期間を適切に定めるよう周知徹底が必要である。</p>	<p>るよう周知徹底した。</p>	
	<p>点検記録については、保存期間を5年と定めることとした。</p>	生活文化スポーツ部
	<p>庁舎等の点検に係る実施状況については、対象施設及び点検頻度を踏まえ、日常点検の結果を記録した文書の保存期間を定めるよう周知した。 併せて、管財課主催の施設管理初任者研修の受講、研修資料の情報共有などを図った。</p>	健康福祉部
	<p>平成30年度に総務事務システムに文書登録し、点検結果の保存期間を3年と定めた。</p>	森林環境部
	<p>建築基準法12条点検マニュアルに基づいて、周知徹底の上、各関係所属ごとに施設の実情を考慮し、日常点検の書類に係る保存期間を設定した。</p>	病院局
	<p>日常点検記録の保存期間については、12条点検マニュアルに基づき、1年以上の適切な期間を定めるよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>8 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について (1) 積算業務に関すること (調査結果の概要) 予定価格積算票及び設計書を作成するに当たり徴取した参考見積りの単価に対し、根拠がない補正を行っていた工事があった。 (改善を要する事項) 積算要領を適用し設計書を作成する場合には、実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案し単価及び価格を決定することなどが定められているため、専門工事業者等の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合には、根拠を整理しておく必要がある。また、予定価格積算票を作成する場合には、相当の理由がない限り、根拠がない補正は行わないよう周知徹底が必要である。</p>	<p>予定価格を積算する際は、当該工事の積算要領や参考に徴取した見積りの内容を複数の者(担当係長及び検査者)が確認するよう、職員に周知徹底を図った。</p>	総務部
	<p>予定価格の積算については、原則、参考見積りの単価を採用することとし、補正を行う場合には、その根拠を明確にするよう周知徹底を行うこととした。</p>	こども未来部
	<p>専門工事業者等の見積価格等を参考に予定価格積算票等を作成するに当たっては、算定根拠を整理するとともに、相当の理由がない限り、根拠がない補正は行わないよう周知した。</p>	健康福祉部
	<p>予定価格積算票及び設計書作成時に専門工事業者等の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、根拠を整理しておく必要があることや、相当の理由がない限り、根拠がない補正は行わないことを関係所属へ周知した。</p>	農政部
	<p>予定価格積算票や設計書を作成する場合には、単価及び価格を算定する根拠を整理し、根拠のない補正は行わないよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>9 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について (1) 積算業務に関すること (調査結果の概要) 予定価格を算出する際に専門工事業者等から徴取した参考見積りについて保管していない工事があった。 (検討を要する事項) 維持修繕工事の発注に当たり</p>	<p>参考見積りも契約書類と同じ期間保存することとした。</p>	生活文化スポーツ部
	<p>予定価格を算出するに当たり、徴取した参考見積りは、契約書類と同様に一定期間保存するよう周知徹底を行うこととした。</p>	こども未来部
	<p>予定価格の算出に際して専門工事業者等から徴取した参考見積りについては、契約書類と同様、一定の期間保存の必要がある旨、周知した。</p>	健康福祉部

<p>専門工事業者等から徴取した参考見積りは、財務規則又は積算要領に基づく市場調査をした結果であり、予定価格積算票等の作成における根拠資料になることから、契約書類と同様に一定期間は保存する必要があるため、参考見積りの取扱いについて周知徹底が必要である。</p>	<p>予定価格を算出する際に専門工事業者等から徴取した参考見積りについては、契約書類と同様に一定期間保存することを徹底するよう関係所属へ周知した。</p>	農政部
	<p>書類等の管理を徹底するとともに、取扱い等について所属の全職員に周知し、再発の防止に努めることとした。</p>	産業経済部
	<p>参考見積りの保管を徹底することとした。</p>	県土整備部
	<p>参考見積りについては、契約書類と同様に保管するよう周知徹底の上、実施した。</p>	病院局
	<p>軽易な工事における工事事務の手引きに基づき、予定価格積算に際しての根拠資料として専門工事業者等から徴取した参考見積りは、予定価格積算票等と同様に、一定期間保管するよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>10 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について (1) 契約事務に関すること (調査結果の概要) 庁舎、庁舎の附属設備及び庁舎の敷地には当たらない工事内容にもかかわらず、軽易な工事として契約した工事があった。 (改善を要する事項) 設計金額が500万円未満であっても工事内容によっては軽易な工事として契約締結できるとは限らないため、工事の条件をよく確認のうえ事務を執行するよう周知徹底が必要である。</p>	<p>再発防止に向けて、工事執行規程等に照らし合わせて工事の条件を確認するとともに、所属内のチェック体制を強化し、契約事務の適切な執行を図ることとした。</p>	総務部
<p>11 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について (1) 契約事務に関すること (調査結果の概要) 工事執行規程第32条の規定による工事完成検査結果通知書及び完成引渡書について、事務取扱要領第9条の規定による工事完成通知書、第10条の規定による監督員指定通知書及び現場代理人等指定通知書について、そのうちの一部が書面で確認できなかった工事があった。 (改善を要する事項) 実地調査を行ったところ、書類の管理が不十分であったことから、軽易な工事の手引き等について周知徹底が必要である。</p>	<p>工事執行規程や軽易な工事の手引き等を遵守し、担当係長及び監督員が確認を行うなど適切な書類の管理に努めることとした。</p>	総務部
	<p>工事完成検査結果通知書については、改めて通知し、完成引渡書についても、書面を徴取した。 また、軽易な工事の手引き等について周知徹底を行うこととした。</p>	生活文化スポーツ部
	<p>軽易な工事の手引き等の内容について、改めて周知徹底を行うこととした。</p>	こども未来部
	<p>不備が指摘された工事完成検査結果通知書については、改めて通知を行い、その後は軽易な工事における工事事務の手引き等、要綱・要領及びマニュアルに基づき適正な事務処理に努めることとした。</p>	森林環境部
	<p>軽易な工事の事務取扱要領や群馬県建設工事執行規程等に基づき、提出されること、又は通知することとされている書類の管理を適切に行うよう関係所属へ周知した。</p>	農政部

	書類等の管理を徹底するとともに、軽易な工事の手引き等の取扱いについて所属の全職員に周知し、再発の防止に努めることとした。	産業経済部
	提出されるべき書類、通知するべき書類については、軽易な工事の手引き等に基づく確認や管理を周知徹底の上、実施した。	病院局
	工事執行規程及び事務取扱要領において必要とされる書類については、軽易な工事における工事事務の手引きを確認し、請負者から不足なく適切に徴するよう、各施設に対して周知徹底した。	教育委員会
<p>12 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について</p> <p>(1) 検査業務に関すること (調査結果の概要)</p> <p>完成検査においては検査員が契約関係書類のほか仕上がりや動作などを確認していたものの、工事完成写真について請負者から提出を受けていることが確認できなかった工事があった。</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>工事完成写真については、完成検査において、着工前、完成後などの状況を確認するための関係資料となることから、状況に応じて群馬県土木工事写真管理要領に基づき確認する必要があるため、工事完成写真の取扱いについて周知徹底が必要である。</p>	「軽易工事の必要書類一覧表」を用い、提出を受けるべき書類については、確認を行うよう職員に周知徹底した。	総務部
	工事完成写真が未提出であった工事2件については、改めて写真を徴取することとした。 また、工事完成写真の取扱いについては、周知徹底を行うこととした。	生活文化スポーツ部
	書類等の管理を徹底するとともに、工事完成写真の取扱い等については、所属の全職員に周知し、再発の防止に努めることとした。	産業経済部
	完成検査において請負者から工事完成写真を必ず提出させるとともに写真による状況確認を行うよう周知徹底し、実施した。	病院局
	軽易な工事における工事事務の手引きに基づき、完成検査に際して、工事完成写真(着工前・完成後)を請負者から提出させるよう、各施設に対して周知徹底した。	教育委員会

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111